

## 暴風（暴風雪）警報について ※生徒手帳参照

生徒の登校する以前に、西尾市に暴風警報が発令されている場合

- (1) 午前 6 時 00 分までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
- (2) 午前 6 時 00 分に暴風警報が解除されていない場合は、その日の授業を行わない。

上記(1)の場合でも、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難なときは、登校しなくてよい。ただし、必ず学校と連絡をとること。

## 特別警報が発表された場合について

- (1) 登校以前に、特別警報が発表されている場合、登校しない。
- (2) 登校以前に解除されても、メール等で連絡があるまで登校しない。
- (3) 登校後に特別警報が発表された場合、即刻、授業を中止し、生徒の生命および安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引渡し等）を迅速に行う。
- (4) 学校に留め置いた場合、特別警報解除後も生徒を安全に下校させうると判断できるまでは下校しない